

### 3. 排水基準

特定施設を設置する事業場(特定事業場)は、設置する特定施設の種類や排水量に応じて、以下の排水基準を遵守しなければなりません。

#### 3-1 一律排水基準(排水基準を定める省令)

##### ● 生活環境項目(排水基準を定める省令第1条 別表2)

生活環境項目	許容限度	
	日間平均	最大
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8-8.6 海域 5.0-9.0	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	120 mg/L	160 mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	120 mg/L	160 mg/L
浮遊物質 (SS)	150 mg/L	200 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	-	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	-	30 mg/L
フェノール含有量	-	5 mg/L
銅含有量	-	3 mg/L
亜鉛含有量	-	2 mg/L
溶解性鉄含有量	-	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	-	10 mg/L
クロム含有量	-	2 mg/L
大腸菌群数	3,000 個/cm <sup>3</sup>	-
窒素含有量	60 mg/L	120 mg/L
燐含有量	8 mg/L	16 mg/L

《備考》

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する(富士市内は指定されていない)。
- 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する(富士市内は指定されていない)。

● 有害物質(排水基準を定める省令第1条 別表1)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン 及び EPNに限る)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外: 10 mg/L 海域: 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外: 8 mg/L 海域: 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	100 mg/L (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

《備考》

1. 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

### 3-2 上乗せ排水基準(水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例)

#### ● 田子の浦水域

##### (1)-1 鉱業用施設等を設置する事業場

排水水の区分		項目及び許容限度											
		岳南排水路以外の公共用水域に排出						岳南排水路に排出					
		BOD		COD		SS		COD		SS			
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大		
潤井川(東海道本線鉄橋から上流の水域に限る。)及びこれに流入する公共用水域に排出	排水量が日間平均10,000m <sup>3</sup> 以上	20	30	20	30	20	40	-	-	-	-		
	排水量が日間平均10,000m <sup>3</sup> 未満	20	30	20	30	40	50	-	-	-	-		
その他の水域に排出	昭和47年7月31日において既に設置されている特定事業場に係るもの	セミケミカルパルプ製造業に係るもの	排水量が日間平均200,000m <sup>3</sup> 以上	-	-	120	160	20	30	-	-	30	40
			排水量が日間平均180,000m <sup>3</sup> 以上、200,000m <sup>3</sup> 未満	-	-	120	160	30	45	-	-	40	60
			排水量が日間平均100,000m <sup>3</sup> 以上、180,000m <sup>3</sup> 未満	-	-	120	160	35	50	-	-	45	65
			排水量が日間平均100,000m <sup>3</sup> 未満	-	-	120	160	40	60	-	-	50	70
		サルファイトパルプ製造業に係るもの	排水量が日間平均180,000m <sup>3</sup> 以上	70	90	120	160	20	30	-	-	25	35
			排水量が日間平均180,000m <sup>3</sup> 未満	80	120	120	160	25	45	-	-	35	55
		クラフトパルプ製造業に係るもの	排水量が日間平均100,000m <sup>3</sup> 以上	40	60	50	70	20	40	50	70	20	40
			排水量が日間平均80,000m <sup>3</sup> 以上、100,000m <sup>3</sup> 未満	70	90	80	110	20	40	90	120	25	45
			排水量が日間平均80,000m <sup>3</sup> 未満	70	90	80	110	25	45	90	120	30	50
		その他のもの	排水量が日間平均100,000m <sup>3</sup> 以上	30	40	30	40	20	40	30	40	20	40
			排水量が日間平均50,000m <sup>3</sup> 以上、100,000m <sup>3</sup> 未満	40	60	40	60	30	45	50	70	40	60
			排水量が日間平均20,000m <sup>3</sup> 以上、50,000m <sup>3</sup> 未満	50	70	50	70	30	55	60	80	40	65
			排水量が日間平均10,000m <sup>3</sup> 以上、20,000m <sup>3</sup> 未満	50	70	50	70	35	60	60	80	45	70
			排水量が日間平均5,000m <sup>3</sup> 以上、10,000m <sup>3</sup> 未満	70	90	70	90	40	70	80	110	50	80
排水量が日間平均5,000m <sup>3</sup> 未満	70		90	70	90	50	80	80	110	60	90		

※ 鉱業用等施設

特定施設のうち、「旅館業用施設」「畜房施設等」「冷凍調理食品製造業用施設等」を除くすべての施設

排水水の区分		岳南排水路以外の公共用水域に排出						岳南排水路に排出					
		BOD		COD		SS		COD		SS			
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大		
その他の水域に排出	昭和47年7月31日において既に設置されている特定事業場に係るもの	食品の製造業に係るもの	排水量が日間平均1,000m <sup>3</sup> 以上	40	60	40	60	50	70	40	60	50	70
			排水量が日間平均1,000m <sup>3</sup> 未満	60	80	60	80	70	90	60	80	70	90
	金属製品製造業又は機器器具製造業に係るもの			20	30	20	30	20	30	20	30	20	30
	染色整理業に係るもの	排水量が日間平均1,000m <sup>3</sup> 以上	40	60	40	60	40	60	60	80	50	70	
		排水量が日間平均1,000m <sup>3</sup> 未満	100	130	100	130	70	90	100	130	70	90	
	化学工業製品の製造業に係るもの	排水量が日間平均20,000m <sup>3</sup> 以上		20	30	20	30	20	40	20	30	20	40
			排水量が日間平均20,000m <sup>3</sup> 以上、10,000m <sup>3</sup> 未満	30	40	30	40	40	60	30	40	40	60
		排水量が日間平均10,000m <sup>3</sup> 未満	無機化学工業製品製造業にかかるもの	40	60	40	60	40	60	60	80	50	70
			有機化学工業製品製造業に係るもの	70	90	70	90	40	60	90	120	50	70
			ゼラチン又はにかわの製造業に係るもの	-	-	120	160	50	70	-	-	60	80
			その他のもの	40	60	40	60	40	60	60	80	50	70
		医薬品製造業に係るもの	20	30	20	30	40	60	20	30	40	60	
		その他のもの	20	30	20	30	40	60	20	30	40	60	
	他の特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。)を設置する特定事業場に係るもの	排水量が日間平均50,000m <sup>3</sup> 以上	40	60	40	60	30	55	50	70	40	65	
		排水量が日間平均10,000m <sup>3</sup> 以上、50,000m <sup>3</sup> 未満	50	70	50	70	40	70	60	80	50	80	
		排水量が日間平均10,000m <sup>3</sup> 未満	70	90	70	90	50	80	80	110	60	90	
		し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの	30	40	-	-	70	90	30	40	70	90	
		その他のもの	20	30	20	30	40	60	20	30	40	60	

排水水の区分			岳南排水路以外の公共用水域に排出						岳南排水路に排出			
			BOD		COD		SS		COD		SS	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
その他の水域に排出	昭和51年12月31日において既に設置されている特定事業場(昭和47年7月31日において既に設置されているものを除く。)に係るもの	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの	30	40	30	40	70	90	30	40	70	90
		下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの	20	25	20	25	50	70	20	25	50	70
		その他のもの	20	25	20	25	40	50	20	25	40	50
	昭和52年1月1日以降において設置される特定事業場に係るもの	と畜業に係るもの	30	40	30	40	70	90	30	40	70	90
		し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの	30	40	30	40	70	90	30	40	70	90
		下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの	20	25	20	25	50	70	20	25	50	70
		その他のもの	20	25	20	25	20	30	20	25	20	30

《備考》

1. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. 上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。
4. この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。
5. この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。
6. 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排水については適用しない。
7. 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。
8. この条例の施行の際現に他の特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設を設置する特定事業場を当該他の特定事業場の設置者が設置しているときは、当該処理施設に係る排水については、「他の特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。)を設置する特定事業場に係るもの」の項に掲げる上乗せ排水基準にかえて、当該処理施設を設置する特定事業場が当該他の特定事業場の属する業種に属するものとみなした場合に適用されることとなる上乗せ排水基準を適用する。この場合において、当該他の特定事業場が2以上の業種に属しているときは、7に定めるところによる。

(1)ー2 鉱業用施設等を設置する事業場

排水水の区分	項目及び許容限度						適用の日
	銅含有量	亜鉛含有量	クロム含有量	ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	大腸菌群数	
	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均	
パルプ、紙又は紙加工品の製造業に属する特定事業場に係る排水水	-	2	-	-	-	-	昭和47年 12月1日から
その他の排水水 排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上	-	3	-	10	-	-	
排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満	3	5	2	-	-	-	

《備考》

1. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. この表において「特定事業場」とは、特定施設(政令別表第1第19号リ及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。以下この表において同じ。)を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。
4. 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水水について適用する。

(2) 旅館業用施設等、冷凍調理食品製造業用施設等を設置する事業場

排水水の区分				項目及び許容限度									適用の日	
				BOD		COD		SS		銅含有量	亜鉛含有量	クロム含有量		
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均		
旅館業又は科学技術に係るもの	昭和50年11月30日において既に設置されている特定事業場	科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上	90	120	90	120	100	130	-	-	-	昭和51年12月1日から	
			排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満	-	-	-	-	-	-	3	5	2		
	昭和50年12月1日以後において設置される特定事業場	科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	旅館業に係るもの		30	40	30	40	70	90	-	-	昭和50年12月1日から	
			排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上	20	25	20	25	40	50	1	-	-		
			排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満	-	-	-	-	-	-	3	5	2		
			潤井川(東海道本線鉄橋から上流の水域に限る)及びこれに流入する公共用水域に排出	20	30	20	30	40	50	3	3	2		
医療業又は清掃業を行う事業場に係るもの	その他の水域に排出	昭和55年5月9日において既に設置されている特定事業場	排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上	30	40	30	40	70	90	-	-	昭和56年5月10日から		
			排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満	-	-	-	-	-	-	3	5		2	
	昭和55年5月10日以後において設置される特定事業場	その他の水域に排出	排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上	30	40	30	40	70	90	1	-	-	昭和55年5月10日から	
			排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満	-	-	-	-	-	-	3	5	2		
			潤井川(東海道本線鉄橋から上流の水域に限る)及びこれに流入する公共用水域に排出		20	30	20	30	40	50	3	3		2
			冷凍調理食品製造業等を行う事業場に係るもの	昭和59年4月30日において既に設置されている特定事業場	冷凍調理食品製造業に係るもの		60	80	60	80	60	80		-
合板製造業に係るもの		60			80	60	80	50	70	-	-			
その他のもの	排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上	30		40	30	40	70	90	-	-	-			
	排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満	-		-	-	-	-	-	3	5	2			
昭和59年5月1日以後において設置される特定事業場	その他の水域に排出	排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上	20	25	20	25	20	30	1	-	-	昭和59年5月1日から		
		排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満	-	-	-	-	-	-	3	5	2			

排水水の区分				項目及び許容限度							適用の日		
				BOD		COD		SS		銅含有量		亜鉛含有量	クロム含有量
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均		最大	日間平均
飲食業等を行う事業場に係るもの	潤井川(東海道本線鉄橋から上流の水域に限る)及びこれに流入する公共用水域に排出			20	30	-	-	40	50	-	-	-	平成3年11月1日から
	その他の水域に排出	平成3年4月30日において既に設置されている特定事業場	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	-	-	-	
		その他のもの	60	80	60	80	70	90	-	-	-		
	平成3年5月1日以後において設置される特定事業場	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	20	25	20	25	20	30	-	-	-	平成3年5月1日から	
		その他のもの	30	40	30	40	70	90	-	-	-		

《備考》

1. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水水については適用しない。
4. 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水水については適用しない。
5. この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の2から第66号の7まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。
6. この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。
7. 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排水水及び政令別表第1第68号の2又は第71号の3に掲げる施設を設置する工場又は事業場から潤井川に排出される排水水に限って適用する。
8. 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。



● 奥駿河湾水域

(1)-1 鉱業用施設等を設置する事業場

排水水の区分		項目及び許容限度												適用の日	
		BOD		COD		SS		銅含有量	亜鉛含有量	クロム含有量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	大腸菌群数		
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	日間平均		
下水道処理区域内の水域に排出		20	25	20	25	50	70	3	3	2	-	-	-	昭和48年2月1日から	
下水道予定処理区域内の水域に排出(パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るものに限る)		20	25	20	25	50	70	-	-	-	-	-	-		
この条例の施行の際現に設置されている特定事業場	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	排水量が日間平均10,000m <sup>3</sup> 以上	50	70	50	70	80	100	-	-	-	-	-	-	昭和49年4月1日から
		排水量が日間平均5,000m <sup>3</sup> 以上、10,000m <sup>3</sup> 未満	70	90	70	90	80	100	-	-	-	-	-	-	
		排水量が日間平均5,000m <sup>3</sup> 未満	70	90	70	90	100	120	-	-	-	-	-	-	
	食料品の製造業に係るもの	果実かん詰製造業に係るもの	100	120	100	120	100	120	-	-	-	-	-	-	
		その他のもの	排水量が日間平均3,000m <sup>3</sup> 以上	40	60	40	60	50	70	-	-	-	10	-	-
	排水量が日間平均3,000m <sup>3</sup> 未満		60	80	60	80	60	80	-	-	-	-	-	-	昭和48年8月1日から
	農薬製造業に係るもの		60	80	60	80	50	70	-	-	-	-	-	-	
	と畜業に係るもの		60	80	60	80	70	90	-	-	-	-	-	3,000	
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く)に係るもの		30	40	30	40	70	90	-	-	-	-	-	-	昭和48年2月1日から
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	20	25	50	70	-	-	-	-	-	-	
その他のもの	排水量が日間平均10,000m <sup>3</sup> 以上	10	15	10	15	20	30	-	-	-	-	2	-	昭和49年8月1日から	
	排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上、10,000m <sup>3</sup> 未満	30	40	30	40	40	60	-	3	-	-	-	-	昭和48年8月1日から	
	排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満	-	-	-	-	-	-	3	5	2	-	-	-		

排水水の区分		項目及び許容限度												適用の日
		BOD		COD		SS		銅含有量	亜鉛含有量	クロム含有量	ノルマルヘキサ抽出物質含有量(動植物油類含有量)	ノルマルヘキサ抽出物質含有量(鉱油類含有量)	大腸菌群数	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	日間平均	
昭和47年8月1日以後において設置される特定事業場	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く)に係るもの	30	40	20	40	70	90	-	-	-	-	-	-	昭和47年8月1日から
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの	20	25	20	25	50	70	-	-	-	-	-	-	
	その他 排水量が日間平均10,000m <sup>3</sup> 以上	10	15	10	15	20	30	-	3	-	10	2	-	
	その他 排水量が日間平均10,000m <sup>3</sup> 未満	20	25	20	25	40	50	3	3	2	-	5	3,000	

《備考》

- 上乗せ排水基準は、次に掲げる特定事業場から奥駿河湾水域のうち塚田川水域(上流端(左岸沼津市志下字上の段382番地地先、右岸沼津市志下字五反田375番地地先)から駿河湾に至る水域及びこれに流入する公共用水域をいう。)に排出される水については適用しない。  
(1) 水産食料品製造業に係る特定事業場  
(2) 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。)を設置する特定事業場
- 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 上乗せ排水基準のうち生物学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質に係るものは、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。
- この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。
- この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。
- 生物学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排水される排水に限って適用する。
- 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 「下水道予定処理区域」とは、この条例の施行の際現に下水道法第4条第1項の規定による認可を受けた事業計画において予定処理区域として定められている区域(現に下水道処理区域である区域及び昭和47年8月1日以後において下水道処理区域となった区域を除く。)をいう。
- 下水道処理区域内に所在する特定事業場から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。
- 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水(当該特定事業場が果実かん詰製造業及びその他のかん詰の製造業に属している場合においては、当該特定事業場が果実かん詰及びその他のかん詰を同時に製造している期間における排水に限る。)については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。
- 一の特定事業場が果実かん詰製造業及びその他のかん詰の製造業に属している場合において、当該特定事業場が年間を果実かん詰を製造する期間とその他のかん詰を製造する期間とに区分して操業しているときは、当該特定事業場に係る排水(当該特定事業場が果実かん詰及びその他のかん詰を同時に製造している期間における排水を除く。)については、それぞれの期間ごとに当該期間における製造品に係る業種に係る排水に適用される上乗せ排水基準を適用する。
- 1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水について適用する亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水について適用する。

(1)ー2 鉱業用施設等を設置する事業場

排水水の区分		項目及び許容限度					適用の日
		BOD		SS		ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量 (動植物油脂類 含有量)	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大		
この条例 の施行の 際現に設 置されて いる特定 事業場	水産食料品製造業に係るもの(1日の平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るものを除く)	120	160	150	200	30	昭和51年 6月24日から
昭和47年 8月1日以 後におい て設置さ れる特定 事業場	水産食料品製造業に係るもの	60	80	70	90	30	昭和47年 8月1日から
	他の特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く)を設置する特定事業場に係るもの	120	160	150	200	30	

《備考》

1. 上乗せ排水基準は、次に掲げる特定事業場(1日当たりの平均的な排水の量が2立方メートル未満であるものを除く。)から奥駿河湾水域のうち塚田川水域(上流端(左岸沼津市志下字上の段382番地地先、右岸沼津市志下字五反田375番地地先)から駿河湾に至る水域及びこれに流入する公共用水域をいう。)に排出される水について適用する。  
(1) 水産食料品製造業に係る特定事業場  
(2) 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。)を設置する特定事業場
2. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
3. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
4. この表において「特定施設」とは、政令別表第1第3号及び第74号に掲げる施設をいう。
5. この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。

(2) 旅館業用施設等、冷凍調理食品製造業用施設等を設置する事業場

排水水の区分				項目及び許容限度							適用の日				
				BOD		COD		SS		銅含有量		亜鉛含有量	クロム含有量		
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均		最大	日間平均		
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場のもの	昭和50年11月30日において既に設置されている特定事業場	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	50	70	3	3	2	昭和51年12月1日から		
		その他の水域に排出	科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上	90	120	90	120	100	130	-	-		-	
			排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満	-	-	-	-	-	-	3	5	2			
	昭和50年12月1日以後において設置される特定事業場	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	50	70	3	3	2	昭和50年12月1日から		
		その他の水域に排出	旅館業に係るもの		30	40	30	40	70	90	-	-		-	
			科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上	20	25	20	25	40	50	1	-		-	
				排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満	-	-	-	-	-	-	3	5		2	
	医療業又は清掃業を行う事業場に係るもの	昭和55年5月9日において既に設置されている特定事業場	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和56年5月10日から	
			その他の水域に排出	排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上		30	40	30	40	70	90	-	-		-
				排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満		-	-	-	-	-	-	3	5		2
昭和55年5月10日以後において設置される特定事業場		下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和55年5月10日から		
		その他の水域に排出	排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上		30	40	30	40	70	90	1	-		-	
			排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満		-	-	-	-	-	-	3	5		2	
冷凍調理食品製造業等を行う事業場に係るもの	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和59年11月1日から			
	その他の水域に排出	冷凍調理食品製造業に係るもの		60	80	60	80	60	80	-	-		-		
		合板製造業に係るもの		60	80	60	80	50	70	-	-		-		
		その他のもの	排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上	30	40	30	40	70	90	-	-		-		
			排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満	-	-	-	-	-	-	3	5		2		

排出水の区分			項目及び許容限度									適用の日
			BOD		COD		SS		銅含有量	亜鉛含有量	クロム含有量	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	
冷凍調理食品製造業等を行う事業場に係るもの	昭和59年5月1日以後において設置される特定事業場	下水道処理区域内の水域に排出されるもの	20	25	20	25	40	50	3	3	2	昭和59年5月1日から
		その他の水域 排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上	20	25	20	25	40	50	1	-	-	
		排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満	-	-	-	-	-	-	3	5	2	
飲食業等を行う事業場に係るもの	平成3年4月30日において既に設置されている特定事業場	下水道処理区域内の水域に排出されるもの	20	25	20	25	40	50	-	-	-	平成3年11月1日から
		その他の水域 共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	-	-	-	
		その他のもの	60	80	60	80	70	90	-	-	-	
飲食業等を行う事業場に係るもの	平成3年5月1日以後において設置される特定事業場	下水道処理区域内の水域に排出されるもの	20	25	20	25	40	50	-	-	-	平成3年5月1日から
		その他の水域 共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	20	25	20	25	40	50	-	-	-	
		その他のもの	30	40	30	40	70	90	-	-	-	

《備考》

1. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。
4. 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水については適用しない。
5. この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の2から第66号の7まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。
6. この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。
7. 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水に限って適用する。
8. 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
9. 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

● 全県下水域

排水水の区分		項目及び許容限度						適用の日	
		BOD		COD		SS			
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大		
昭和50年7月31日において既に設置されている特定事業場	政令別表第1第1号の2に掲げる施設(以下「畜房施設」という)のみを設置する特定事業場及び畜房施設を設置する畜産農業のみに属している他の特定事業場から排出される水の処理施設のみを設置する特定事業場に係るもの	排水量が日間平均300m <sup>3</sup> 以上	100	130	100	130	120	160	昭和51年8月1日から
	排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満	180	250	180	250	220	300	昭和52年8月1日から	
昭和50年8月1日以後において設置される特定事業場	畜房施設のみを設置する特定事業場に係るもの	排水量が日間平均300m <sup>3</sup> 以上	80	110	80	110	100	130	昭和50年8月1日から
		排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 以上、300m <sup>3</sup> 未満	100	130	100	130	120	160	
		排水量が日間平均50m <sup>3</sup> 未満	120	160	120	160	150	200	
	畜房施設を設置する畜産農業のみに属している他の特定事業場から排出される水の処理施設のみを設置する特定事業場に係るもの	100	130	100	130	120	160		

《備考》

1. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. 上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が7.5立方メートル未満である特定事業場については適用しない。
4. この表において「特定施設」とは、政令別表第1第1号の2に掲げる施設及び同表第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設をいう。
5. この表において「特定事業場」とは、特定施設のみを設置する工場又は事業場をいう。
6. 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
7. 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

3-3 県生活環境の保全等に関する条例による排水基準(県条例施行規則第17条別表第7)

	物質の種類又は項目	許容限度
1	水質汚濁防止法施行令第2条に規定する物質(一律排水基準(有害物質)の物質)	一律排水基準(有害物質)と同値
2	水質汚濁防止法施行令第3条第1項に規定する項目(一律排水基準(生活環境項目)の項目)	一律排水基準(生活環境項目)と同値
3	ニッケル含有量(mg/L)	2

《備考》

1. この表に掲げる排水基準は、次に掲げる方法により検定した場合における検出値によるものとする。
  - (1) ニッケル含有量 規格K0102の59・2、59・3又は59・4に定める方法
  - (2) その他の種類又は項目 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法
2. この表の3の項に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
3. 別表第6の4の項に掲げる施設については、1の項及び2の項は適用しない。